

令和6年度佐久市奨学金(貸与型)募集要項

佐久市では、令和6年度に進学される方、又は現在、在学中の生徒の皆さんを対象に奨学生を募集します。この奨学金は、卒業後に返還していただく必要があるものです。

1 対象となる方

高等学校・高等専門学校・専門学校（専修学校の専門課程）・大学・短大に入学が決定しているか、現在在学中の方を対象（通信制及び通信教育は除く）

2 貸与月額及び貸与期間

貸与期間ができる期間は、その学校の正規修業期間以内。例）4年制大学は4年間

月額 種別	高校生	高専生	専門学校生	短大生	大学生
国公立	10,000円	15,000円	30,000円	30,000円	30,000円
私立	15,000円	—	40,000円	40,000円	40,000円

3 利息 無利息

4 貸与の要件 次の(1)～(6)の要件をすべて満たす必要があります

(1) 佐久市に生活の本拠を有している者の子弟であること。

(2) 学業及び資質に優れかつ健康であること。

(大学・短大の新生・在學生(2年次以降)は、成績に関する要件があります。)

種別	学業成績に関する要件
① 高等学校等卒業生	高等学校在学中の全履修科目の学習成績に係る評定の平均値原則3.5以上であること。
② 高等学校等を卒業しなかった方	高等学校卒業程度認定試験の合格証明で成績の平均がB判定以上であること。
③ 大学・短大の在學生	上記成績要件のほか、大学・短大の在学中の全履修科目の学習成績に係る評定において、一定程度の成績を修めていること。

(3) 経済的理由により修学困難と認められること。

例) 申請者本人は私立大学へ自宅外通学(年間授業料87万円の場合)の場合

父母・本人・弟の4人世帯

父親は給与収入、母は収入無し、弟は県立高校へ自宅から通学

給与所得で年収847万円程度

(4) 独立行政法人日本学生支援機構、その他これに類する団体から学資等の貸与を受けていないこと。

(5) 授業料が全額免除されていないこと。

(6) 親権者に市税等の滞納がないこと。

5 申請時提出書類

- (1) 令和6年度 佐久市奨学金貸与希望届
- (2) 佐久市奨学金貸与申請書
申請書には、選考の際に必要な世帯の住民票情報、親権者の所得及び資産情報並びに市税等の納入状況を確認するため、個人番号と同意書を記入していただきます。
- (3) 奨学生推薦調書
最終学歴の卒業校からの推薦書（在学学生は在学中の学校からの推薦書）
- (4) 健康診断書（学校の定期健康診断結果は1年以内）
- (5) 在学証明書（令和6年4月1日以降のもの）
申請に間に合わない場合は、合格通知書を仮提出し、在学証明書取得後、再提出してください。
- (6) 成績証明書類

申請時の状況		提出いただく成績証明書の種類
高等学校 高等専門学校	入学時	中学校での直近の全履修科目の学習成績が反映された成績証明書
	2年次 以降	在学学校での直近の全履修科目の学習成績が反映された成績証明書
専修学校 専門課程	入学時	高等学校等での最終学年の3学期までの全履修科目の学習成績が反映された成績証明書
	2年次 以降	
大学 短大	入学時	高等学校等での最終学年の3学期までの全履修科目の学習成績が反映された成績証明書
	2年次 以降	高等学校等での最終学年の3学期までの全履修科目の学習成績が反映された成績証明書・大学等における入学から現在までの成績が反映された成績証明書

※専門学校・短大・大学に入学・在学している方で高等学校を卒業しなかった場合の成績証明書は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書の写しとなります。

6 貸与の決定方法

奨学資金選考委員会で審査のうえ、決定します。

7 奨学金の償還（返済）時期と期間

貸与期間が終了（卒業）し、6ヶ月経過後、貸与期間の2倍期間で償還（返済）していただきます。（奨学金の貸与から償還までの流れの項目P4をご確認ください）

8 申込受付期限及び申込先

【受付期限】 令和6年4月30日（火）午後5時15分まで【厳守】

【申込先】 佐久市中込3056番地（佐久市役所南棟3階）

電話 0267-62-3478

佐久市教育委員会事務局 学校教育課 総務係（旧佐久消防署3階）

【申込方法】 申請書類は窓口へご持参ください。

9 注意事項

(1) 佐久市奨学基金奨学金は奨学生保護（多重債務回避）の観点から、他の貸与型奨学金と併用貸与（二重貸付）を認めていません。日本学生支援機構等から奨学金を貸与が決定した場合には、その旨を直ちに佐久市教育委員会 学校教育課へご相談ください。また、併用貸与（二重貸付）が判明した場合は、速やかに貸与額全額を返還していただきます。

(2) 奨学生として採用された方には、奨学生決定通知書をお送りします。

その後、必要書類が提出されなかったり、適切な連帯保証人が選任されなかったりした場合は、貸与を取り消す場合があります。

(3) 貸与を停止する事例

①	休学、停学、転学	復学した場合、貸与を再開します。
②	退学	貸与された奨学金を速やかに返還していただきます。
③	奨学金の貸与辞退	貸与された奨学金を速やかに返還していただきます。
④	授業料の全額免除	ただし、在学中は返還を猶予することもできます。

(4) 奨学金の償還（返済）は貸与期間の2倍の期間内に、以下の方法で償還してください（口座振替をお願いしています。）

①	一括	全額を一括で償還（返済）する場合
②	年賦	毎年1回ずつ償還（返済）する場合
③	半年賦	毎年半年ごとに償還（返済）する場合
④	月賦	毎月償還（返済）する場合
③・④は償還（返済）を始めた時期は少額とし、年々額を増額する方法も選択できます。		

(5) 疾病・進学等で奨学金の償還（返済）が困難なときは、償還（返済）を猶予できる場合があります。（猶予期限有り）

(6) 連帯保証人は親権者（保護者）のほかに1名（成年者）を選任し、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。

1) 連帯保証人を選任し、印鑑登録証明書を提出する時期

①貸与決定時 ②償還（返済）開始時 ③償還（返済）の免除・猶予申請時

2) 連帯保証人の要件は次の通りです。

①原則として、佐久市内居住の方

②相当の資力がある方

③奨学生・奨学生の親権者（保護者）と生計が別であること

奨学金貸与から償還（返済）まで

1 奨学金申請 令和6年4月30日（火）まで窓口へ持参してください。

2 奨学生選考 選考結果は5月末までにお知らせします。

3 書類提出 新たに奨学生に採用された方は、6月中旬までに以下の書類の提出をお願いします。

【提出書類】

①誓約書（連帯保証人2名が連署し、実印押印）

本人及び連帯保証人の住民票情報、所得及び資産情報等を確認するため、個人番号の記入をお願いします。

②連帯保証人2名の印鑑登録証明書

③奨学金口座振込申込書（本人名義の口座に限る）

④奨学生台帳

4 口座振込 年2回（6月、9月）に分けて指定の口座へ振り込みます。

5 2年目以降の継続手続き

大学等で進級し、次年度も継続して貸与を受ける場合、毎年4月の締切日までに継続手続きの書類を提出していただきます。（例年3月にお知らせします。）

【提出書類】

①佐久市奨学金継続貸与申請書

②在学証明書（進級後に発行されたもの）

6 卒業後の償還（返済）手続き

貸与が終了（卒業）した年の4月の締切日までに償還開始のための書類を提出していただきます。提出書類については、3月末日までに通知します。

①奨学金借用証書

②奨学金償還計画書

③佐久市市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）

④連帯保証人2名の印鑑登録証明書

⑤償還の猶予や償還額の免除を希望する場合は、別途書類が必要となります。

7 償還（返済）方法と期間

償還（返済）は原則、口座振替をお願いしています。

毎年4月に、毎月の振替日・振替金額等を納付書でお知らせします。

振替日前には、口座残高の確認をお願いします。

償還（返済）金の一部免除制度

佐久市奨学金は卒業後、佐久市に帰郷・就職（業）した方を対象として、奨学金返済の一部免除制度があります。

1 免除できる範囲 貸与額の3分の1（※1）

さらに、令和6年度から償還を開始する方は、一定の要件を満たした場合に、現行の免除割合（3分の1）に6分の1を上乗せします。

→貸与額の2分の1（※2）

2 免除要件 貸与期間が終了（卒業）した翌月から6か月を経過後、貸与期間の2倍の期間継続して

- (1) 佐久市内に居住していること
- (2) 就業していること

例) 4年制大学の在学中に奨学金の貸与を受けた場合

令和6年4月に入学～令和10年3月に卒業した事例

貸与期間 (4年間在学)		猶予期間 (卒業後6か月間)		償還（返済）期間 (貸与期間の2倍)	
R06.4 入学	～ R10.3 卒業	R10.4	～ R10.9	R10.10	～ R18.9
				償還（返済）開始	償還（返済）終了
← 佐久市に居住し・就業（勤務地は不問）していただく期間 →					

3 申請方法 償還（返済）に関する書類へ、次の書類を添付してください。

- (1) 奨学金償還免除願
- (2) 在職証明書等の就業を証する書類

4 注意事項

- (1) 免除期間中（貸与期間の2倍の期間）は、免除要件確認のため、毎年書類提出をお願いします。
- (2) 一括償還や繰上償還により早期に完済した場合も、貸与期間の2倍の期間は要件を満たす必要があります。
- (3) 要件を満たせなくなった場合、その旨を速やかに佐久市教育委員会に申し出てください。
以降の免除を中止するとともに、それまでの免除相当額を返還していただきます。

(※1) 3分の1の免除を受ける場合は、就業先の勤務地を問いません。

(※2) 2分の1の免除を受ける場合は、勤務地が市内に本社または本店のある企業等（社会福祉法人、学校法人、医療法人及び農業協同組合を含む。）に正規雇用者として就業することが必要です。

問い合わせ先 佐久市教育委員会事務局
学校教育課 総務係 電話：0267-62-3478（直通）